

## 愛西市ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛西市広告掲載要綱（平成19年愛西市告示第19号以下「要綱」という。）に基づき、愛西市（以下「市」という。）のホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とし、掲載数は9枠以内とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへリンクする機能を有するものとする。

2 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 120ピクセル
- (3) サイズ7KB以内
- (4) ファイル形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG

3 次の表現や構造を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択ができるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（テキスト入力ができるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 市ウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (7) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1か月単位とし、連続して掲載の申込みができる期間は同年度内最大12か月までとする。

(掲載開始日等)

第5条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前9時とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日午前9時とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の愛西市役所開庁日を掲載開始又は掲載終了日とする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,000円（税込み）とする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が当初より、その意思を有し、広告を同年度内に12か月連続して掲載する場合の掲載料は、1枠当たり12か月で50,000円（税込み）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載の募集は、毎年2月に翌年度分の広告を、広報紙及び市ホームページによる公募、その他の方法により行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、随時募集するものとする。

(掲載の申込)

第8条 広告掲載希望者は、愛西市広告掲載申込書(要綱様式第1)(以下「掲載申込書」という。)を掲載希望の月の前月の初日までに秘書広報課に提出するものとする。

(掲載の決定)

第9条 広告掲載の可否については、前条の掲載申込書を受付け後、受付日の翌日から起算して10日以内に愛西市広告掲載決定通知書(要綱様式第2)(以下「掲載通知書」という。)により通知するものとする。

2 第7条第1項に規定する毎年2月に行なう募集にあたっては、要綱7条第2項の規定にかかわらず、2月20日(当日が市役所閉庁日の場合は、その直後の開庁日)(以下「基準日」という。)までに受付けた全ての掲載申込書を対象に掲載の内容等を審査し、掲載の可否を決定するものとし、基準日から10日以内に掲載決定通知書により通知するものとする。

3 前項により掲載広告を決定するにあたり、掲載枠の残数を超えて要綱第3条の基準に適合する複数の広告の申込みがあった場合は、申込みのうち、連続して掲載する期間の長い広告、要綱第7条第2項の規定の順序で掲載するものとし、これによっても掲載の順位及び順番が決定できない複数の広告がある時は、当該広告を対象に抽選を行い掲載広告を決定するものとする。

4 第7条第2項の募集については、掲載枠の残数を超えて要綱第3条の基準に適合する広告の申込みがあった場合は、要綱第7条第2項の規定にかかわらず、要綱第6条に定める掲載申込書の受付日の早いものを優先に掲載するものとする。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第10条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページの品位を損なうことなく、利用者に不快感を与えることがないものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載開始日の前日から起算して10日前までにデジタルデータにより秘書広報課に提出するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(所管)

第12条 この取扱基準を所管する課は、秘書広報課とする。

附 則

1 この基準は平成20年7月14日から施行する。

2 平成20年度については、平成20年10月から平成21年3月までの広告を8月に募集するものとする。

3 附則第2項に規定する申込みで、連続して掲載の申込みができる期間は同年度内最大6か月までとする。

附 則

この基準は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成28年9月1日から施行する。